

発信者情報の開示要件について

発信者情報の開示要件について①

1. 規定

実体的要件・・・情報の流通による権利侵害(4条1項柱書)、権利侵害の明白性(同項1号)、開示を受けるべき正当の理由(同項2号)

手続的要件・・・発信者への意見聴取(同条2項)

2. 趣旨

総務省電気通信利用環境整備室ほか『逐条解説』46頁以下

「…発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。このような状況を踏まえ、本条第1項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、正当業務行為として特定電気通信役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。」

「発信者情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題であるうえ、その性質上、いったん開示されてしまうとその現状回復は不可能であることから、特定電気通信役務提供者が裁判外の請求を受けて開示を求められた場合に、みだりに開示がなされることを回避する必要がある。また、裁判上又は裁判外の別を問わず、発信者情報の開示について、実質的かつ積極的な利害を有しているのは発信者本人である。したがって、特定電気通信役務提供者が請求を受けて開示の是非を判断するに当たっては、当該発信者の意思が十分に反映されなければならないのであるが、匿名性を維持したままでの発信者自身の手続参加が認められない現行の手続法の枠組みの下にあっては、開示請求の相手方となる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(「開示関係役務提供者」という。)の行為を通じて、発信者の利益擁護や手続保障を図ることが不可欠である。本条2項は、このような理由から、開示関係役務提供者に対し、第三者たる発信者のプライバシーや表現の自由にかかわる情報である発信者情報を保有し、取り扱う者の責任として、開示の請求を受けたときは、原則として発信者に当該開示請求に関する意見を聴かなければならない旨の義務を課すものである。」

発信者情報の開示要件について②

3. 論点(関係者からのヒアリング等を踏まえて)

実体的要件

「権利侵害の明白性」を要件から除外することの是非

手続的要件

迅速な開示に向けての規定の創設の是非

発信者情報の開示要件について③ 一実体的要件一

4. 「権利侵害の明白性」を要件から除外することの是非

除外を必要と考える見解

山本隆司「講演録 プロバイダ責任制限法の機能と問題点ー比較法の視点からー」コピーライト2002年7月号 2頁以下

「侵害の明白性が要件とされているのはおかしいと思います。ここで明白かつ現在の危険に晒されているのは、...「著作権」でなく、著作権侵害を裁判所で議論するための「裁判を受ける権利」です。そうしますと、ここで大事なことは、裁判を受ける権利を保護する必要のないような、ストーカーによる目的外利用ないしは権利の乱用であるかどうかをチェックすればいいだけですので、あくまでストーカーの排除手続だという位置づけでいいはずで、そうしますと、まず権利の侵害の明白性などを求める必要はないはずで。」

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」24頁(2010年)

「発信者情報開示については、侵害された権利を守るのではなく、裁判を受ける権利を保障することが重要であり、現在のプロ責法第4条第1項第1号の侵害の明白性の要件は削除し、同条第2号の開示すべき正当な理由の要件のみで判断すべきとの意見があった。」

考え方(案)

いわゆる「権利侵害の明白性」が要件とされている趣旨は、端的には、被害者の権利回復の必要性と、発信者のプライバシーや表現の自由の利益との調和であり、権利侵害の明白性の要件を除外することは、被害者の権利回復に資するものの、発信者のプライバシーや(匿名)表現の自由の利益を大きく損ねることとなる。「権利の乱用」の回避や「裁判を受ける権利」も重要であるが、プライバシーは、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められる。また、(匿名)表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに問題はなく、可能な限り、萎縮的な効果を及ぼさないように配慮する必要がある。そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることは合理的といえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは不相当である。

発信者情報の開示要件について④ 一 手続的要件一

5. 迅速な開示に向けての規定の創設

創設を必要と考える見解

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」22頁(2010年)

「開示するに当たっては発信者の意見を聴かなければならないとあるが、その期限等については規定されておらず、また、ガイドラインにおいてもプロバイダが発信者に連絡をいつまで待つ必要があるのか明記されていない。実際、権利者がいくつかのプロバイダに対して開示を求めた際、その回答を得るまでの期間がプロバイダによって大きくことなっていたこともある。この点、請求があつて開示するかどうか回答するまでの期間について、標準処理期間のようなものを定めるべきとの指摘がある。」

一般社団法人日本レコード協会(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

開示請求を受けたプロバイダの“被害者に対する努力義務”が規定されていないため、プロバイダによっては回答までに6ヶ月もの期間を要する場合がある。(よって)誠実かつ迅速に回答するように努めることを法律上に定めるべきである(法律上上記の努力規定をおき、努力すべき具体的な内容については、ガイドラインで(標準処理期間を)定めることが適当である。)

考え方(案)

発信者情報開示請求に関し、プロバイダ等が迅速に開示するよう、プロバイダ等に対する努力規定を設けたり、標準処理期間を規定する方法も指摘されている。しかし、当該努力規定や標準処理期間が規定されたとしても、それに違反した場合の効果は不明確であり、また、開示請求に対し応答しない場合には、裁判を提起すればよく、これは標準処理期間の経過前か後かで異なるものではない。そして、仮にそのような規定を設けるとしても、開示請求の対象となっている情報は発信者の氏名、住所など、発信者のプライバシーに深く関わる情報であるだけに、その開示には本来慎重であるべきであることからすると、その実効性に問題がないわけではなく、また、開示要件の該当性判断が極めて困難な場合も想定され、さらに、事業者の規模も様々であることからすると、あらゆる場面を想定した要件を規定することは容易ではない。

ただし、現状、発信者情報開示関係ガイドラインにおいて、発信者への回答期間につき「二週間」と提示しており、これを目安に各プロバイダ等が自主的に取り組むことも排除されるものではなく、被害者との協議を重ねて適切な運用を図ることも考えられる。

なお、裁判所の判決等を求めることについては、負担が大きい旨も指摘されているが、かかる負担は発信者情報開示に限るものではなく、権利一般についていうことができるものであり、発信者情報開示請求固有の問題ではない。